

## 内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 平成29年11月16日（木） 11：30 ～ 11：50  
場 所 合同庁舎 8号館427会議室  
出席者 先方） 岡部委員長 外6名  
当方） 植田統括官 外5名  
案 件 人事院勧告に関する要求書に係る最終回答  
退職手当に関する要求書に係る最終回答

### 国公労連

11月8日の交渉では、人事院勧告の取扱い等に関しては、「人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、早急に結論を得られるよう努力する」とし、退職手当に関しては、人事院の見解に基づき、調整率を引き下げることによる基本額の引下げにより行うとの回答だった。

近く、第2回給与関係閣僚会議が開催されると聞いているが、これまでの交渉経過を踏まえたうえで、政府としての回答を求める。

### 内閣人事局

8月9日に提出のあった「2017年人事院勧告の取扱い等に関する要求書」及び6月2日に提出のあった「退職手当に関する要求書」について、最終回答を行います。

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、去る8月8日に人事院勧告が提出されて以来、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、国政全般の観点から政府部内で検討を続けてまいりました。

その結果、明日、第2回目の給与関係閣僚会議を開催し、勧告どおり、平成29年度の給与改定を行うことが決定される方向です。

また、国家公務員の退職手当については、人事院から示された官民比較調査の結果及び見解を踏まえ、官民均衡を図るために設けられている調整率の改定により、平成30年1月1日から、支給水準の引下げを行うことが決定される方向です。

給与関係閣僚会議で決定がなされれば、その後の閣議において、公務員の給与改定の取扱方針が決定され、あわせて、給与及び退職手当に係る法律案について決定されることとなります。

本日の回答は以上です。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めていただきたいと思います。

### 国公労連

明日、勧告どおりの給与改定と、人事院から示された官民比較調査の結果及び見解を踏まえた退職手当引下げについて閣議決定することのだが、これまでの国公労連の主張に対してほぼ答えておらず、大変不満である。あらためて国公労連の立場と要求を述べる。

給与勧告の取扱いに関し、勧告の月例給・一時金などの改善部分は早期に実施すべきであるが、一方で、地方の高齢層職員を中心に「給与制度の総合的見直し」によって来年4月には賃下げとなる職員が多数発生する。人事院の試算においても行（一）職員だけで18,622人に対して、平均すると月額で5,485円の減額があり、これに扶養手当

の配偶者部分の見直しが完成すると、対象者は3,500円のマイナスとなり、これらが一時金にも反映する。行政の第一線で真面目に仕事をしている職員の働く意欲にも影響しかねない。改めて賃下げを回避する施策を講じるよう要求する。

職場の中心となって奮闘している高齢層職員の努力に応えることが、国民の信頼に応え、質の高い公務・公共サービスの維持・拡充にもつながるものと考えます。

退職手当については、これまでも主張してきたとおり、重要な労働条件であり、使用者が単純な官民比較で一方的に見直すことは認められない。勧告事項でない以上、見直す場合のルール整備を含め、私たちと協議を尽くすべきである。

回答のとおり1月1日の施行で退職手当を引下げることになれば、特に来年3月に退職する職員は、実質、数ヶ月ただ働きをすることとなり、甚大な不利益を受けることとなる。1月1日の施行はあまりに早急すぎる。前回、2012年の引き下げの際も駆け込み退職などが行われて職場に混乱が起き、社会的にも非常に問題となった。

一方的な不利益変更を強行するというのであれば、我々も相応の対抗手段を検討しなければならない。したがって、引下げありきではなく、我々の主張を含め誠意を持って再検討することを求める。

非常勤職員の処遇改善については、政府として「同一労働同一賃金など非常勤雇用の処遇改善」を打ち出していることから、非常勤職員も正規職員と同等に給与改善されるべきであり、必要な予算措置を含め、非常勤職員の処遇改善にむけて、各府省を指導することを求める。

## 内閣人事局

「給与制度の総合的見直し」については、民間給与の調査に基づく人事院勧告を受け、地域ごと・世代ごとの民間給与水準をよりの確に公務員給与に反映させることが、公務員給与に対する国民からの理解を得る上でも重要であると考えており、是非とも御理解いただきたい。

退職手当については、職員一般の関心が高い事項であることから、皆様方から御意見を伺ってきたところである。人事院の退職給付の調査は、平成27年度の退職者について調査し官民比較を行ったものである。できるだけ早期に較差を解消することが望ましいことから、平成30年1月1日から支給水準の引下げを実施することとしたい。

非常勤職員の給与については、本年5月に、処遇改善に向けて各府省等で申合せをしており、平成30年度以降段階的に改善を図るため、各府省等は所要の措置を講ずることとしている。

人事院においても、本年7月に、非常勤職員の給与について規定した指針を改正し、勤勉手当に相当する給与も含めた給与の一層適正な支給について促している。

今後は、この申合せや人事院の指針に沿って、各府省等において処遇改善がしっかりと図られていくことが重要と考えており、引き続き、関係機関とも連携しながら、必要な取組を進めてまいりたい。

## 国公労連

賃下げの回避策にしても退職手当の件にしても、何度も議論をしているが、政府側の回答は1ミリも動かない。会って話を聞いているというアリバイ作りになくなっていない。

特に退職手当について同意を得ることのないまま、明日、閣議決定を行うということであれば、到底認めることはできない。明日の給与関係閣僚会議の議題から外して、

引き続き交渉を継続するよう求める。

仮に、一方的に不利益変更が強行されるということになれば、我々は、国会の審議の場で、意見反映できるように取り組んでいく。その他の要求項目については、統一要求として、あらためて要求書を提出するので、政府・内閣人事局として、引き続きの検討と誠意ある対応を求める。

先ほどの人事政策統括官の回答では「国民の信頼に応え、公務能率の向上及び行政の効率的・効果的な運営に努めていただきたい」ということであった。これは国会の場で政府参考人として答弁に立たれる皆さんこそが肝に銘ずることである。

現場の第一線では毎年 2%以上の定員削減が押しつけられ、業務実施体制は限界を超えている。その中で、職員は、激しいバッシングに耐え、厳しい服務規定や倫理規定にも忠実に従って頑張っている。しかし、森友・加計問題などで、国民、世論の間では公務の公正・中立性がゆがめられているのではないか、という懸念が広がっている。その説明が棚上げされている中で、国家戦略特区を活用した特例として「加計学園」の獣医学部新設が認可された。公務に対する信頼が揺らぎかねない問題である。

実際、税務を預かる職員が納税者からの苦情の矢面に立たされるなどで業務に支障が生じている。国民の疑念を、曖昧なままにすることなく、公務の公正・中立性の確保と信頼が損なわれないよう、政府・内閣人事局として、責任ある対応を行うよう求め、本日の交渉を終了する。

— 以上 —

文責：内閣官房内閣人事局（速報のため、事後修正の可能性あり）